

協議対象となる整備区分

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

事 業 種 別	整 備 区 分
障がい福祉サービス事業所 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・療養介護	<p>創設 ・新たな施設の整備</p> <p>老朽民間社会福祉施設整備 ・老朽化が著しい(老朽度調査で一定基準に該当)入所施設の改築</p> <p>大規模修繕 ・既存施設の経年劣化による施設内や外壁・屋上等、消防用設備等付帯設備の改修</p> <p>〔・入所施設は総事業費 1,000 万円以上 ・障がい福祉サービス事業所等は総事業費 500 万円以上 　ただし、バリアフリー化等については 30 万円以上 500 万円以内 ※障がい福祉サービス事業所等は賃貸物件も対象〕</p> <p>・感染症対策のための入所施設等の多床室の個室化改修 ・安全性に問題のあるブロック塀等の改修 ・災害による停電に備えた非常用自家発電設備の整備 ・断水時の飲料水・生活用水の確保に備えた給水設備の整備</p> <p>耐震化整備 ・倒壊等の危険性のある施設等の改築や補強等</p> <p>増築 ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備</p> <p>スプリンクラー設備等整備 ・既存施設における消防法令に基づく整備</p> <p>避難スペース整備 ・災害時に、30 人程度の障がいのある人等が長期的に避難生活できる避難スペースの整備</p>
共同生活援助事業所 短期入所事業所 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 居宅介護事業所 相談支援事業所	<p>創設</p> <p>増築</p> <p>大規模修繕 ・共同生活援助事業所は総事業費 30 万円以上 1,000 万円以内 ・短期入所事業所は総事業費 30 万円以上 600 万円以内 ※共同生活援助事業所、短期入所事業所は賃貸物件も対象</p> <p>避難スペース整備 ※ 居宅介護事業所、相談支援事業所は対象外</p>

※ これは国庫補助制度における対象となる整備区分であり、福岡県では別添1に基づく整備を協議対象とする。

※ これは令和7年度の国庫補助制度において対象となる整備区分であり、令和8年度の国庫補助制度において変更される場合がある。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

事業種別	整備区分
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	<p>創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設の整備 <p>老朽民間社会福祉施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい(老朽度調査で一定基準に該当)<u>入所</u>施設の改築 <p>大規模修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の経年劣化による施設内や外壁・屋上等、消防用設備等付帯設備の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設は総事業費 1,000 万円以上 ・入所施設以外の施設は総事業費 500 万円以上 ・ただし、バリアフリー化等については 30 万円以上 500 万円以内 ・感染症対策のための入所施設等の多床室の個室化改修 ・安全性に問題のあるブロック塀等の改修 ・災害による停電に備えた非常用自家発電設備の整備 ・断水時の飲料水・生活用水の確保に備えた給水設備の整備 <p>耐震化整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊等の危険性のある施設等の改築や補強等 <p>増築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備 <p>スプリンクラー設備等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設における消防法令に基づく整備 <p>避難スペース整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、30 人程度の障がい児等が長期的に避難生活できる避難スペースの整備
居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障がい児相談支援事業所	<p>創設</p> <p>増築</p> <p>大規模修繕</p> <p>避難スペース整備</p>

※ これは国庫補助制度における対象となる整備区分であり、福岡県では別添1に基づく整備を協議対象とする。

※ これは令和7年度の国庫補助制度において対象となる整備区分であり、令和8年度の国庫補助制度において変更される場合がある。